

建設関係事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 建設・住宅・都市計画等に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

道路や住宅、都市計画等の建設関係事業について、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

都市計画マスタープラン策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
緑の基本計画策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
住宅マスタープランに関すること
新市において、新たに策定する。
地域高齢者住宅計画に関すること
新市において、新たに策定する。
老人アパート（高齢者住宅）に関すること
新市に移行後、制度の統一を図り実施する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

- (1) 都市計画事業の取扱い
都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。
各種計画は、合併後速やかに策定する。
- (2) 道路事業の取扱い
道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。
- (3) 河川事業の取扱い
河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。
- (4) 住宅事業の取扱い
住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

建設関係

- (1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理条例は廃止する。

都市計画関係

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

住宅関係

- (1) 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
- (2) 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

都市計画・建設事業

(1) 市町道等の管理等

- ① 市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
- ② 市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を制定する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
- ③ 認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
- ④ 生活道路等について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町的生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。

(2) 都市計画区域及び用途地域

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 1 高速自動車国道
- 2 一般国道
- 3 都道府県道
- 4 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の認定をすることができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 都市計画の目標
 - (2) 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - (3) 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を得て定められた当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)

(公営住宅の供給)

第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-17 各種事務事業取り扱い(建設関係事業)						専門部会・分科会名	建設専門部会 土木分科会			
調整方針	市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計	
市町村道の現況 (平成14年4月1日現在)											
路線数(本)	1,441	231	204	149	224	62	65	40	59	2,475	
一級	43	6	4	5	8	3	2	7	3	81	
二級	60	17	13	13	9	6	2	13	2	135	
その他	1,338	208	187	131	207	53	61	20	54	2,259	
実延長(m)	797,607	156,525	148,793	104,763	162,896	35,765	24,996	52,284	15,763	1,499,392	
一級	76,405	10,746	15,380	9,255	22,695	4,434	3,766	26,604	2,596	171,881	
二級	88,279	31,471	37,686	23,903	15,510	5,009	1,608	12,131	1,262	216,859	
その他	632,923	114,308	95,727	71,605	124,691	26,322	19,622	13,549	11,905	1,110,652	
改良済延長(m)	365,976	109,140	71,601	68,799	93,373	30,998	20,139	28,604	4,393	793,023	
改良率(%)	45.9	69.7	48.1	65.7	57.3	86.7	80.6	54.7	27.9	52.9	
舗装延長(m)	705,535	146,965	140,336	98,232	144,952	33,999	21,980	52,112	12,565	1,356,676	
舗装率(%)	88.5	93.9	94.3	93.8	89.0	95.1	87.9	99.7	79.7	90.5	
認定基準	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り		
・認定路線の基準	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で市長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)入来町の区域内にある道路 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)集落を相互に連絡する道路 (6)その他町長が必要と認めた道路	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落及び県道と主要公益的施設を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落内を通り、生活のために利用する道路 (5)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	
・既存道路の構造等	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例あり) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		・延長、幅員等の基準は設けていないが、幅員は3m以上が目安				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)				専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会			
調整方針		公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
公営住宅の設置状況(平成15年4月1日現在)											
公営住宅	目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。									
	基準等	公営住宅法、各市町村の条例で規定									
	家賃等	500円～49,400円	2,700円～36,800円	2,500円～40,800円	2,900円～28,000円	1,700円～26,300円	5,400円～21,700円	5,400円～28,000円	7,600円～17,400円	9,500円～21,100円	
	敷金等	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	
	団地数	42	13	15	13	7	6	6	15	3	120
	戸数	1,362	149	191	176	93	39	51	94	41	2,196
特定公共賃貸住宅	目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与する。									
	基準等			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第6条及び7条に準じる		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得					
	家賃等			40,000円		19,000円～22,000円					
	敷金等			家賃の3か月分		家賃の3か月分					
	団地数			1		6					7
	戸数			2		35					37
一般住宅等	住宅区分名		一般住宅		一般住宅	一般住宅	村民住宅	ふるさと住宅	単身者向住宅	村民住宅	
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、高齢者等向町営住宅以外の住宅		国の補助を受けて建設した住宅以外の町営住宅	町内外の企業、地場産業等に就労する後継者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	住居に困窮する者に対して賃貸する住宅	定住人口の増嵩に資するための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	
	基準等		町内居住の連帯保証人がある者 町税を滞納していない者 高齢者以外		所得制限により公営住宅へ入居出来ない者の入居	町内外の企業等に就労する後継者等同居が必修	村内に居住又は勤務場所を有する者	村内に住所を有する者	満40歳未満 村内に勤務	村内に居住又は勤務場所を有する者	
	家賃等		10,000円～30,000円		18,000円～40,000円	19,000円～21,000円	22,000円～27,000円	10,000円～27,000円	16,000円	12,000円～23,000円	
	敷金等		家賃の3か月分		なし	家賃の3か月分	なし	なし	家賃の3か月分	なし	
	団地数		4		6	15	4	4	1	3	37
	戸数		9		12	36	15	13	9	11	105

協定項目		23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)					専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会		
調整方針											
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
一般住宅等	住宅区分名		高齢者等向町営住宅		まちづくり促進住宅	独身者住宅		賃貸借住宅 (NTT住宅)	漁業従事アイターン 者用住宅		
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、一般住宅以外の住宅		町内外の企業、地場産業等に就労する者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	企業の育成、労働者の生活安定及び社会福祉の増進を図るための住宅		村が建物賃貸借契約に基づき管理する賃貸借住宅	漁業体験教室等に参加し、定住するアイターン者の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅		
	基準等		満65歳以上の高齢者又は「寡婦、身障者町内居住の連帯保証人がある者町税を滞納していない者		世帯向け住宅は同居が必修 独身者向け住宅は満35歳未満で、入居期間は7年以内	町内企業に勤務する独身者		村内に住所を有する者	村が実施する漁業体験教室に参加したアイターン者 漁業に従事するためにアイターンしたもので、本村に定住する者		
	家賃等		15,000円		世帯向け 50,000円 独身者向け 30,000円	13,000円		15,000円、 32,500円	6,000円～ 8,000円		
	敷金等		家賃の3か月分		家賃の3か月分	家賃の3か月分		なし	なし		
	団地数		2		1	1		1	3		8
	戸数		4		10	20		4	7		45
一般住宅等	住宅区分名							老人向住宅	一般住宅		
	目的							老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とした住宅	村内に住所を有する者		
	基準等							上甌村営住宅使用料徴収条例の規定による	行政財産として建物賃貸借契約を締結している。		
	家賃等							5,400円	19,000円		
	敷金等							なし	なし		
	団地数							1	1		2
	戸数							6	1		7
総戸数		1,362	162	193	198	184	54	74	111	52	2,390
平成15年度に建築中の戸数	<公営住宅> ハイタウン平佐住宅(既存) 2棟8戸			<公営住宅> 愛宕住宅(既存)1棟4戸		<特公賃> 大村住宅(既存)1棟4戸	<一般住宅> 中樋地区1棟4戸 (公営住宅1戸廃止予定)			<一般住宅> 奥園单身住宅(特定離島振興住宅)1棟2戸	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>都市計画審議会 都市計画に関する事項を調査審議するための機関</p> <p>(参考:都市計画の定義) 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画</p>	<p>【川内市都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:10名(任期4年) 学識経験のある者:3名 市議会の議員:5名 関係行政機関又は県の職員:1名 その他市長が必要と認める者:1名</p> <p>2 報酬(職員は除く) 委員 4,700円 費用弁償 0~590円</p>	<p>【樋脇町都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:9名(任期2年) 学識経験のある者:4名 町議会の議員:4名 町住民の代表:1名</p> <p>2 報酬 委員 5,700円 費用弁償 1,100円</p>	<p>【入来都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:10名(任期2年) 学識経験のある者:3名 町議会の議員:4名 県の職員:1名 町住民の代表:2名</p> <p>2 報酬(職員は除く) 会長 6,300円,委員 6,200円 費用弁償 950円</p>	都市計画区域なし
<p>都市計画の概要</p> <p>【都市計画区域】</p> <p>指定年月日 S9.5.22</p> <p>最終決定年月日 S60.5.15</p> <p>都市計画区域面積 10,050ha</p> <p>都市計画区域内人口 65,218人(H12国勢調査)</p> <p>区域区分(線引き)の有無 無</p> <p>用途地域面積(全12種類) 1,329ha(11種類)</p> <p>D/D面積 A = 630ha</p> <p>その他の地域地区の有無 川内臨港地区(12.3ha)</p>	<p>S25.2.21</p> <p>H4.11.2</p> <p>3,173ha</p> <p>7,200人</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	<p>S25.2.21</p> <p>S44.4.20</p> <p>570ha</p> <p>3,003人(H12国勢調査)</p> <p>無</p> <p>80ha(6種類)</p> <p>無</p> <p>伝統的建造物群保存地区(19.2ha)</p>		
<p>【主な都市施設】</p> <p>・都市計画道路</p> <p>・都市計画公園</p> <p>・公共下水道</p> <p>・都市下水路</p>	<p>32路線:計画延長48.2Km</p> <p>街区公園(14箇所,計画面積 4.5ha)</p> <p>近隣公園(3箇所,計画面積 7.1ha)</p> <p>地区公園(1箇所,計画面積 4.8ha)</p> <p>総合公園(1箇所,計画面積99.1ha)</p> <p>運動公園(1箇所,計画面積48.9ha)</p> <p>計画処理区域:494ha,計画処理人口:18.3千人</p> <p>4下水路:計画延長6.8km</p>	<p>1路線:計画延長0.5km</p> <p>街区公園(2箇所,計画面積 0.9ha)</p> <p>近隣公園(2箇所,計画面積 4.5ha)</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	<p>5路線:計画延長5.3km</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	
<p>【市街地開発事業】</p> <p>・土地区画整理事業</p>	<p>施行済地区:7地区(A = 278.2ha)</p> <p>施行中地区:2地区(A = 84.9ha)</p> <p>計363.1ha,施行中:天辰第一地区,川内駅周辺地区</p>	<p>無</p>	<p>施行済地区: 無</p> <p>施行中地区:1地区(A = 14.8ha)</p> <p>施行中:温泉場地区</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のとおり新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
都市計画区域マスタープラン				該当なし
都市計画基礎調査実施年	H13年度	H7年度	H5年度	
策定予定年月(都市計画決定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	
市町村マスタープラン				
策定年月(予定)	H16.3(予定)	無	H16.3(予定)	
住民参加手法	ワークショップ開催(計6回)		まちづくり委員会(計6回)	
地域別構想(地域割り数)	都市計画区域内8地域別		5地域別	
策定内容(目次案)	1本市の現況とまちづくりの課題 (1)本市の位置づけ (2)本市の現況 (3)住民意向調査における本市のかかえる課題 (4)都市づくりの課題(まとめ)		1都市計画マスタープランの概要 2入来町の現況 3上位関連計画の整理 4都市づくりに向けての課題の整理 5都市づくりの基本方針(全体構想) 6部門別計画(全体構想) 7地域づくりの方針(地域別構想) (1)地域特性 (2)地域づくりの課題整理 (3)地域の目指すべき方向性 (4)地域の整備方針 8実現化の方策 9資料編	
(策定趣旨) 住民の意見を反映させながら都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施策の計画等をきめ細かく総合的に定めることを目的とする。	2全体構想 (1)まちづくりの目標 (2)まちづくりの部門別方針 3地域別構想 (1)地域区分について (2)地域カルテ (3)地域別都市づくり構想 4都市計画マスタープランの実現に向けて			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)	専門部会・分科会名	建設専門部会・区画整理分科会
調整方針	<p>土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>・新市財政計画と整合を図りつつ、計画的に事業推進していくことを基本に調整を進める。</p>		
項目	川内市	入来町	樋脇町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村
土地区画整理事業の概要			土地区画整理事業なし
地区名	川内駅周辺地区	温泉場地区	
目的	<p>本地区は、川内地方拠点都市地域の拠点地区に指定されており、九州新幹線鹿児島ルート上の川内駅建設を契機に道路、公園等の公共施設整備を行い、交通結節及び商業機能を持つ良好で機能的な市街地の形成を目的とする。</p>	<p>本地区は、入来町の中心市街地で歴史ある温泉街であるが、都市施設の改善が遅れ居住環境の悪化が進行し本町の重要な課題となっている。</p> <p>そこで、道路、公園等の公共施設の整備と同時に地区内を流れる一級河川・釣尾川の整備を行い、安全で快適なまちづくりを目指し、計画的な市街化を誘導し健全な市街地の造成を図ることを本事業の目的とする。</p>	
内容	<p>川内駅周辺地区のうち、現在、駅東側の一部である9.5haを平成15年度から平成19年度の施行期間として実施している。</p> <p>なお、この区域は、新幹線関連事業により、先行して事業化する必要があった。</p>	<p>温泉場地区、24.5haのうち、現在、第一工区として14.8haを平成12年度から平成23年度の施行期間として実施している。</p> <p>なお、全区域を同時に施行すると多額の事業費を要することからこの区域を先行して事業化したものである。</p>	
地区名	天辰地区		
目的	<p>本地区は、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けた、本市の核となるべき地区であり、骨格を形成する都市計画道路の新設、一級河川・川内川の拡幅整備とともに区画道路、公園等の都市基盤整備を行い、機能的で居住環境良好な新市街地の造成を目的とする。</p>		
内容	<p>天辰地区、約180haのうち、現在、第一地区として75.4haを平成9年度から平成25年度までの施行期間として実施している。</p> <p>なお、全地区を同時に施行すると事業期間が著しく長期に及ぶことから、この区域を先行して事業化したものである。</p>		